

生駒市危険木伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安心安全な生活環境を保全するため、危険木の伐採を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険木 次のいずれにも該当する樹木をいう。ただし、農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地に存する樹木を除く。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林内に存する樹木であること。

イ 個人が所有する土地に定着している樹木であること。

ウ 胸高直径が概ね20センチメートル以上の樹木であること。

エ 倒木により他人が居住する住宅に直接重大な危険を及ぼす可能性があること。

オ 樹高と同程度の距離の範囲内にある住宅に隣接する敷地内に存する樹木であること。

(2) 住宅 現に居住の用に供している建築物をいう。ただし、3階建て以上かつ鉄構造の集合住宅を除く。

(3) 伐採 樹木の幹を伐る作業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、危険木が存する森林の所有者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、危険

木が存する森林の所有者が、危険木の倒木により直接重大な危険が及ぶ可能性のある住宅の所有者と同一又は生計を一にしている場合は、対象外とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う危険木の伐採事業をいう。ただし、通常の伐採では危険性があり、高度な技術又は特殊機器等が必要であり、専門事業者でなければ伐採ができない危険木の伐採事業に限る。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施にあたり必要となる関係法令等に基づく届出等が行われていない場合は、補助対象事業としない。

3 第1項の規定にかかわらず、他の補助制度による補助金又は助成金等の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業の実施に当たり、委託事業者に支払った費用のうち、危険木の伐採に要する委託費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、危険木1本あたりの補助金の上限については、別表のとおりとし、補助金の総額は30万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人（その生計同一者を含む。）につき同一年度内において1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生駒市

危険木伐採事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）

に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生駒市危険木伐採事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 危険木が存する土地の所有者であることが確認できる書類
- (3) 危険木の伐採等に係る見積書の写し
- (4) 伐採する危険木の位置図
- (5) 隣接する住宅に直接重大な危険を及ぼす可能性があることが分かる危険木と住宅の写真

2 前項に規定する交付申請書は随時受付を行う。ただし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超える場合は、交付申請書の受付を停止することができる。

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて当該申請箇所の調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、生駒市危険木伐採事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 9 条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第 10 条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検

査を行うことができる。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者は、事業を終了した日から起算して 6 0 日以内又は事業実施年度の 2 月 2 0 日のいずれか早い期日までに、生駒市危険木伐採事業実績報告書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）補助対象事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- （2）補助対象事業に要した費用の支出を証する領収書及び契約書の写し
- （3）伐採した危険木の位置図
- （4）事業完了後の写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市危険木伐採事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第 1 3 条 補助事業者は、補助金の交付決定額、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更を必要とするときは、あらかじめ、生駒市危険木伐採事業変更承認申請書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の決定については、第 8 条第 1 項の規定を準用する。

- 3 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、生駒市危険木伐採事業中止・廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、生駒市危険木伐採事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第8条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (5) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (6) 規則第4条の2各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消に係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（施行の細目）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

別表（第 6 条関係）

伐採方法	胸高直径	補助金の上限額
チェーンソー伐り(※ 1)	20 センチメートル以上 40 センチメートル未満	30,000 円
	40 センチメートル以上 65 センチメートル未満	78,000 円
	65 センチメートル以上	203,000 円
人力吊伐り(※ 2)	20 センチメートル以上 40 センチメートル未満	116,000 円
	40 センチメートル以上 65 センチメートル未満	272,000 円
	65 センチメートル以上	300,000 円

(※ 1) チェーンソー伐りの適用要件は、チェーンソーを用いて単純に樹木の幹から伐採できる作業とする。

(※ 2) 人力吊伐りの適用要件は、家屋等が近接しており、対象樹木の頂部から少しずつ幹を切り、切った幹をその都度、ロープに掛けて地上に下ろして伐採できる作業とする。なお、家屋等が近接するクレーン吊伐りの場合は、人力吊伐りの補助金の額を適用する。